

附屬國交学校^{附屬}の取扱之件

考、附屬國交学校、引揚児童ニ對シテハ、受入縣及
所在師範学校ニ於テ之ガ接復及教育ヲ實施シ
、必之ガ取扱ニ付テハ、各自別表ノ通、附屬師範学校
長宛通牒致シ、之ニ付、知相成、及、高考考、存
受入縣宛ノ通牒ヲ添付ス

(案三、及案一ノ通牒添付ノ上)

發國

二七號

定決裁

一月廿五日

文書課長

送發

月

日

起案者

昭和二十年一月廿四日起案

文書課長

表

年月日

局

長

防空總本部警務局長宛

局長

油...

...

...

文部省



月日

月日

月日

月日

月日

月日

月日

月日

月日

月日

回付月日

...

...

...

...



發函二七號

昭和二十年一月二十三日

文部省國民教育局長

沖繩縣集團引揚兒童受入並ニ之ガ經營ニ對スル國庫補助ニ關スル依命通牒

南西諸島ニ於ケル威士防衛強化ノ爲沖繩縣兒童ノ一部ニシテ集團引揚ノ爲シタルモノノ受入ニ對シテハ豫テヨリ貴官並ニ關係市町村ノ格別ナル御願ニ依リ願書ニ實施相成居ルコト、存ゼラレル處本件ノ特殊性ニ鑑

ミ更ニ左記事項御了承ノ上之ガ實施上萬遺憾ナキノ期セラレ度向關係市町村ニ對シテモ此ノ旨指示並相成度依命通牒ス
追テ關係師範學校長ニ對シ本日引紙寫ノ通牒致シタルニ付申添フ

記

一、集團引揚兒童ハ貴縣受入市町村ノ兒童トシテ當該市町村ニ於テ教育ヲ行フモノニシテ其ノ宿舍ハ當該市町村國民學校ノ附屬施設トシテ取扱フコト 尚引揚前沖繩師範學校附屬國民學校ニ在學シタル者ニ付テハ貴縣所在ノ師範學校附屬國民學校ノ兒童トシテ教育スルコトトナリ從ツテ其ノ學校ハ之ヲ當該師範學校附屬國民學校ノ分教場トシテ取扱フモノナルコト

二、集團引揚兒童ノ教育養護ハ兒童ノ從前ノ生活、環境等ノ特殊事情ニ鑑ミ當該市町村國民學校ノ一般的方針ノミニ依ラス左ノ諸點ニ付留意シ實施スルコト
ノ教育ハ二部教授ノ採用等ニ依リ可成當該所屬ノ國民學校ノ校舍ニ於

テ行フヘキモ校舍ノ使用不可能ナル場合ハ附近所在ノ公會堂、寺院、練成所等ニシテ或場ニ充テ得ヘキ建物又ハ宿舍ヲ以テ之ニ充テ教育スルモ差支ナキコト 尙此ノ場合當該施設及宿舍ハ當該學校ノ分教場トシテ取扱フコト

2. 學級編成及授業等ハ従前ノ言語、風俗習慣、教育程度等ノ特殊事情ヲ充分ニ勘考ノ上一般兒童ノ場合トハ別段ノ措置ヲ講ズルコト

3. 一時ノ授業時間、毎週授業時數及學級編成ハ國民學校令施行規則第二十七條、第二十九條及第五十二條ノ規定ニ拘ラズ學校長ニ於テ適宜措置スルヲ得ルコト

4. 教育ハ校舍ノ使用、施設及宿舍ノ使用、何レノ場合ヲ問ハズ可成沖繩縣ヨリノ附添教員ヲ以テ之ニ當ラシムル様措置スルコト

三、集團引揚兒童ノ宿舍ノ運営並ニ保健衛生ニ關シテハ地元民トノ間ニ隣保相助ノ實ヲ擧ケ親和協調ヲ旨トシ特ニ左ノ諸點ニ付留意シ實施スルコト

1. 宿舍ニ於ケル兒童ノ生活指導ハ所屬學校長ノ指揮ニ基キ附添教職員ヲシテ之ニ當ラシムルコト

2. 宿舍ニ於ケル生活ニ關シテハ規律節制アル團體生活ニ慣レシメ日常生活ニ於ケル操ヲ重ンジ教職員ヲ中心トスル家庭的和樂ノ裡ニ羣化ノ實ヲ擧グルコト

3. 少年團體組織ヲ活用シ一般兒童トノ團體的訓練ヲ實施スルコト

4. 糧、學用品、其ノ他日常生活必需品ノ調達等ニ付テハ學校長ハ當該事務所管關係當局ト連絡シ之ガ支障ナキヲ期スルコト 尙其糧、燃料等ニシテ目給生産ヲ爲シ得ルモノニ付テハ可成之ガ目給目足ヲ圖ルコト

5. 集團生活ノ特殊注意ニ鑑ミ兒童ノ保健衛生ニ付テハ常ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ兒童ノ心身及環境ニ即應シタル特殊保護ヲ實施シ以テ痼疾ヲ強クナル心身ヲ疎成セシムルト共ニ特ニ爾西諸島ニ多キ疾病ノ初期微診、流行生疾患ノ發生ノ防止等之ガ實施ニ萬全ヲ期スルコト

沖繩縣集團引揚兒童受人ニ對スル豫算編成方針

所要經費算出標準及負擔者

| 區分 | 基準額 | 負擔者 | 同上ニ對スル補助額 |
|-------------|----------------------------------|-------------------------|-----------|
| 校督及寮費 | 兒童一人ニ付 年 一〇円 | 受入市町村 | 全額 |
| 寮費 | " " 二〇円 | " " | 全額 |
| 體育衛生費 | " " 二〇円 | " " | 全額 |
| 土地建物借受料 | 兒童一人ニ付 月 五円 | " " | 全額 |
| 給料及諸給 | 兒童一〇〇人ニ付三人ノ限度トス 實際支給額 受 入 縣 | 義務教育費國庫交付金ノ 控除シタル補助額 | 全額 |
| 管 與實際支給額 | 一人年 一〇〇円 | 從來ノ補助金ノ控除 シタル補助額 | 全額 |
| 臨時家族手當 | 實際支給額 | | 全額 |
| 戰時勤勞手當 | 實際支給額 | | 全額 |
| 戰時勤勞手當 | 一人月 二五円 十二月ヨリ一五円 受 入 市 町 村 | | 全額 |
| 戰時派遣旅費 | 一人 二〇〇円 受 入 縣 | | 全額 |
| 寮 母 | 兒童一〇〇人ニ付四人ノ限度トス | | 全額 |
| 雇 員 | 一人月 五〇円 受 入 市 町 村 | | 全額 |
| 寮 與 | 給料ノ〇円 | | 全額 |
| 寮 一人年 平均五〇円 | | | 全額 |
| 臨時家族手當 | 一人ニ付扶養家族一人ノ制 月 五円 | | 全額 |
| 戰時勤勞手當 | 給料ノ〇円 | | 全額 |
| 戰時勤勞手當 | 一人月 一五円 十二月ヨリ一〇円 増 | | 全額 |

| | | | |
|--------|---------------------|---------------|----------|
| 作樂員 | (兒童一〇〇人ニ付三人ヲ限度トス) | | |
| 雇員 | 一人一月 四〇円 | 十二月ヨリ一〇円増 | 受入市町村 全額 |
| 賞與 | 給料、〇、二 | | |
| 臨時家族手當 | 一人ニ付扶養家族一人ノ | | |
| 戰時勤勉手當 | 給料、〇、一 | | |
| 特殊勤務手當 | 一人一月 一〇円 | 十二月ヨリ五円増 | |
| 囑託手當 | 囑託ハ兒童一〇〇人ニ付 | | |
| 囑託醫手當 | 一人ノ限度トス | | |
| 食費 | 兒童、教員、寮母及作員一人ニ付 二〇円 | 九月十六日ヨリ三四五〇錢増 | 保護者等ヲ除キ |

| | | | |
|-----------|------------------------|---------|----|
| 教科書學用品費 | 兒童一人ニ付 一〇円 | | 全額 |
| 臨時備品及造修費 | 施設一ヶ所(兒童一〇〇人)ニ付 三〇〇〇円 | | 全額 |
| 右ノ内保護者負擔額 | 兒童一人ニ付月一〇円 (四〇七五減額ヲ認ム) | | |
| 受入諸費 | 兒童一人ニ付 六〇錢 | 受入 縣 全額 | |
| 市町村 | 兒童一人ニ付 四円 | 受入市町村 | 額 |

二 經 費 補 助
 補助金ハ本方針ニ定メタル基準額ニ依ル增加經費ヲ限度トスルコト

シ其ノ額ハ増加經費ノ精算額ヲ超ユルヲ得ザルコト

ニ 經 理 上 ノ 注 意

1. 本 基 礎 給 付 師 範 學 校 附 屬 民 學 校 分 校 場 ノ 額 目 並 ニ 兒 童 數 ノ 含 ム モ
ノ ナ ル モ 分 校 場 ノ 額 目 並 ニ 自 己 ノ 給 給 與 ハ 夫 々 給 付 ノ 師 範 學 校 ニ 於
テ 之 ノ 資 格 ス ル モ ノ ナ ル コ ト

2. 教 員 派 遣 旅 費 ハ 義 務 教 員 皆 國 庫 負 担 法 ノ 適 用 ニ 付 テ ハ 之 ノ 赴 任 旅 費
ニ 含 ム シ メ ス 一 般 旅 費 ト 同 様 ニ 取 扱 フ コ ト

3. 保 護 者 資 格 給 付 ハ 兒 童 一 人 ニ 付 月 十 圓 ナ ル モ 保 護 者 ノ 家 計 ノ 事 情 等 ニ
依 リ ソ ノ 四 七 割 五 分 ノ 限 度 ト シ テ 之 ガ 減 免 ノ ナ ス ヲ 得 ル コ ト

4. 本 補 助 金 ノ 外 教 員 ノ 臨 時 手 當 ハ 従 來 通 之 ヲ 支 給 ス ル コ ト ト シ 其 ノ 額
目 ニ 付 テ ハ 別 途 全 額 國 庫 ヨ リ 補 助 ス ル モ ノ ナ ル コ ト

ノ上同會貴縣支部長トモ先カ連絡協議ヲ遂ゲ之カ措置ニ付邊
陲ナカスレマシ度又貴管下^後所存諸學校当局ニ付^此段仰事達相
成度

追テ^此等兒童^ニ國民學校ノ課程ヲ修了シ四月以降ノ上級學校ニ
進學又ハ就職セル者ハ集團引揚見重ナルヲ取致スル教ササル儀
ニ付存念申添テ

大日本帝國政府

昭和 年 月 日

財團法人 戰時國民協助義會

年月日

理事長名

熊本・宮崎

大分各縣支部長宛

集團引揚學童援護ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ文部省當局ニ於テ実施セラル

ルコトト相成候處今般上級學校進學者並

ニ卒業者(又ハ修了者)ノ援護其ノ他ニ関シ特ニ

本會、協力方依頼有之候ニ付、左記要領
 ニ基キ援護ノ徹底ヲ期スル様致度此段及御依
 頼候

追而本件ニ関シテハ文部省國民教育局長
 ヨリ貴縣知事宛別紙ノ通り通牒相成候間
 左様御了承相成度

記

昭和 年 月 日

財團 戰時 國民 協助 義會

一 集團引揚學童ノ中 上級學校ニ進學スル者

ニシテ學資支辨困難ナル者ニ対シテハ引揚民
 保護實施要領育英助成ニ関スル事項ニ依リ

年額二百四十円以内ニ於テ之ヲ補助スルコト
 尚寄宿舎其ノ他ニ寄宿シ之ガ經費支辨ニ

困難ナル者アルトキハ其ノ實費ヲ支給スル

コトヲ得ルコト

二 集團引揚學童、中、卒業者（又ハ修了者）

ニ對シテハ就職斡旋ヲナスト共ニ適任者ヲ選ビ

保護者ノ代理人タラシメ萬般ノ指導ニ當ラシムル

コト

三 卒業者（又ハ修了者）ノ一般援護ニ関シテハ引揚民

保護実施要領ニ依リ之ヲ取扱フコト

四 集團引揚學童ノ日用品購入費等生活諸雜

費ニ関シテハ文部省ヨリ補助ノ途ヲキテ以テ生活

援護費中ヨリ年額三十円以内ニ於テ之ヲ支給ス

ルコト

五 集團引揚學童ノ葬祭費ニ関シテハ文部省ヨリ

補助ノ途ヲキテ以テ引揚民保護実施要領

葬祭援護ニ関スル事項ニ依リ之ヲ支給スルコト

以上

財団法人戰時國民協助義會寄附行為

第一章 第一條 本會ハ財団法人戰時國民協助義會ト稱ス

第二章 第二條 本會ハ事務所ヲ東京都芝罘ニ置ク

第三章 第三條 本會ハ戰時ノ情勢ニ因リ獨逸其他ノ地域ヨリ引揚ゲタル者及戰時災

第四章 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メノ事業ヲ行フ

- 一 生活援護 二 医療援護及生業援護ニ関スル事項
三 收容施設ノ設置經營又ハ住宅ノ供給若ハ斡旋ニ関スル事項
四 取業ノ輔導及斡旋ニ関スル事項
五 慰籍ニ関スル事項
六 生活相談ニ関スル事項
七 國民協助思想ノ普及ニ関スル事項
八 其他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

第五章 第五條 本會ノ資產ハ九ニ掲ケルモノヨリ成ル

一 本會設立ノ日ニ在ケル資產
二 資產ヨリ生ズル收入
三 補助金及助成金
四 寄附金
五 其他ノ收入

第六條 本會ノ資產中九ニ掲ケルモノハ之ヲ本會ノ基金トス

第七條 基金ハ他ノ資產ト區別シテ之ヲ管理シ其ノ元資ハ之ヲ保存スルコトヲ得

第八條 本會ノ資產中現金及有價証券ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入レ

第九條 本會ノ經費ハ資產ヲ以テ之ヲ支弁ス

第十條 本會ノ必要ニ応ジテ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第十一條 本會ノ會計年度ハ毎月四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十三條 本會ニ會長一人、副會長二人ヲ置ク

第十四條 會長ニハ學生大臣ノ職ニ在ル者、副會長ニハ學生次官及防空總本部、次長ノ職ニ在ル者ヲ推ス、會長ハ會務ヲ總理ス、副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ會長ノ指名スル副會長職務ヲ代理ス、本會ニ顧問若干人ヲ選キ會長之ヲ委嘱ス、顧問ハ本會ノ重要ナル會務ニ付會長ノ諮問ニ允ス、本會ニ参與若干人ヲ選キ會長之ヲ委嘱ス、参與ハ本會ノ會務ニ参與ス

第六章 役員

第十六條 本會ニ理事長一人、常務理事五人以内、理事、監事及評議員若干人ヲ選ク

第十七條 理事長及常務理事ハ理事中ヨリ會長之ヲ委嘱ス、本會ノ常務ハ理事長及常務理事之ヲ處理ス

理事長ハ本會ヲ代表ス、理事長事故アルトキハ會長ノ指名スル常務理事其ノ職務ヲ行フ

第十八條 監事及評議員ハ本會ノ事業ニ関シ知識經驗アル者、本會ノ事業ニ密接ノ關係アル官公取ニ在ル者及本會ニ功績アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス、理事ハ理事會ヲ組織シ會務ヲ處理ス、監事ハ會務ヲ監査ス

第十九條 理事會ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム、役員ノ任期ハ官取又ハ公職ニ在ルノ故ヲ以テ役員タル者ヲ除キ三年トス、但シ再任ヲ妨グス

第二十條 補欠ニ依リ役員ニ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス、役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スルニ至ル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第七章 評議員會

第二十一條 評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十二條 評議員會ハ會長之ヲ招集ス、監事又ハ評議員四分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ為シタルトキハ委員會ヲ開クコトヲ要ス

第二十三條 評議員會ノ議長ハ會長之ニ當ル

第二十四條 評議員會ハ評議員二分ノ一以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ、欠席者ト雖モ議案ニ對スル賛否ノ意見ヲ送致シタル場合ハ出席者ト當做ス

第二十五條 評議員會ノ議案ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第二十六條 監事ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ表決ニ加ルコトヲ得ズ

第二十七條 評議員會ノ議決スベキ事項尤ノ如シ
一 歳入歳出予算
二 決算ノ認定
三 基金ノ費消又ハ不動産ノ買入
四 寄附行為ノ変更
五 其他會長ニ於テ評議員會ニ附議シタル事項

第二十八條

第 八 章 会 員
本会ニ會員ヲ並ク
本会ノ目的ニ協賛シ會費又ハ寄附金ヲ齎出スル者ヲ以テ會員トス
會員ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二十九條

第 九 章 支 部
本会ハ都道府縣其他必要ナル区域ニ支部ヲ並ク
支部ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十條

第 十 章 補 則
本寄附行為ノ施行ニ關シ必要ナル規程ハ評議員會ノ議決ヲ經テ之ヲ
定ム

第三十一條

將來本寄附行為ノ條項ヲ變更セムトスルトキハ評議員三分ノ二以上
ノ同意ヲ得且主務官廣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三十二條

第 十 一 章 附 則
本寄附行為ニ依ル理事ノ就任スルニ至ル迄ノ間ハ左ノ者ヲ以テ理事
トス

- 學生省健民局長
- 防空總本部業務局長
- 學生省健民局長
- 防空總本部業務局長
- 入江 誠
- 沼 誠
- 小島 正
- 宮崎 德
- 一雄 己

戰時國民協助義會支部規程改正案(線改正案)
法人戰時國民協助義會支部規程改正案

第一條 支部ハ其ノ所在ノ都道府縣ノ名ヲ冠ス

第二條 支部ニ五ノ役員ヲ置ク

支部長 一人

副支部長 若干人

理事 若干人

參事 一人

第三條 支部長ハ地方長官ノ職ニ在ル者ニ會長之ヲ委嘱ス

支部長ハ支部ヲ代表シ 支部ノ事務ヲ統轄ス

第四條 副支部長ハ都道府縣内政部長ノ職ニ在ル者ニ會長之ヲ委嘱ス

副支部長ハ支部長ヲ輔佐シ支部長事務アルトキハ其ノ職務ヲ行フ

第五條 參事ハ支部長ノ推挙ニ付會長之ヲ委嘱ス

參事ハ支部ノ事務ニ參與ス

第六條 參事ハ都道府縣厚生課長又ハ之ニ代ルベキ者ニ付支部長之ヲ委嘱ス

參事ハ支部ノ事務ヲ掌理ス

第七條 支部長必要アリト認めルトキハ支部役員中ニ理事、監事及評議員

ヲ置クコトヲ得

理事、監事及評議員ハ支部長之ヲ委嘱スルモノトス

理事、監事及評議員ハ支部ノ會務ニ參與ス

第八條 支部ニ必要ナル職員ヲ置キ支部長之ヲ任免ス

第九條 支部ハ毎年度事業計畫ヲ定メ會長ノ承認ヲ受クルモノトス

第十條 支部ハ毎年度収支豫算ハ豫メ其ノ決算ハ翌年度中ニ會長ニ之ヲ報

告スルモノトス

第十一條 支部ハ地方事務所、支店及市(東京都ニ在リテハ區)會館ノ区域ニ分會ヲ

置クコトヲ得

分會及支會ニ關スル規程ハ支部長之ヲ定ム

第十二條 支部ノ會計ニ關シテハ本部ノ會計規程ヲ準用ス

第十三條 支部規程ノ細則ハ支部長之ヲ定ム

第十四條 都道府縣以外ノ區域ノ支部ニ付ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 地方行政協議會ノ區域ニ支部聯合協議會ヲ設クルコトヲ得

支部聯合協議會會長ニ付 地方行政協議會會長ノ職ニ在ル者ニ付會長之ヲ委嘱ス

第十六條 第四條第一項及第六條第一項ノ規程ニ拘ラス東京都、大阪府及福岡縣ニ在リテハ

別段ノ定メ爲スコトヲ得

附 則

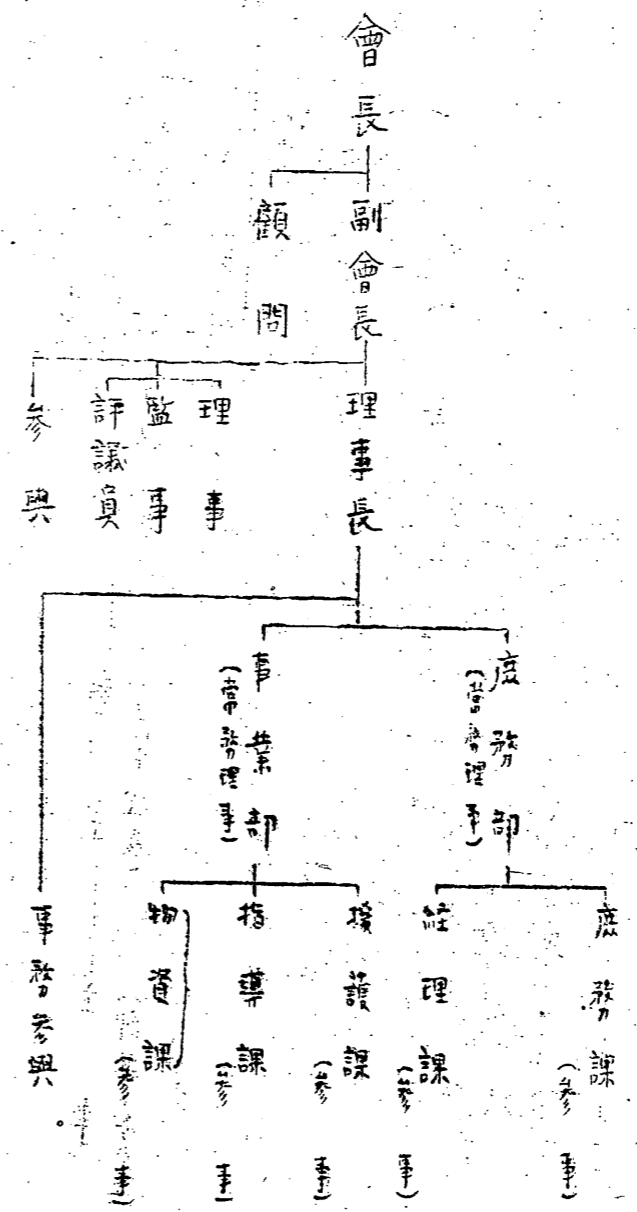
本規程ハ昭和十九年十一月九日ヨリ施行ス

附 則

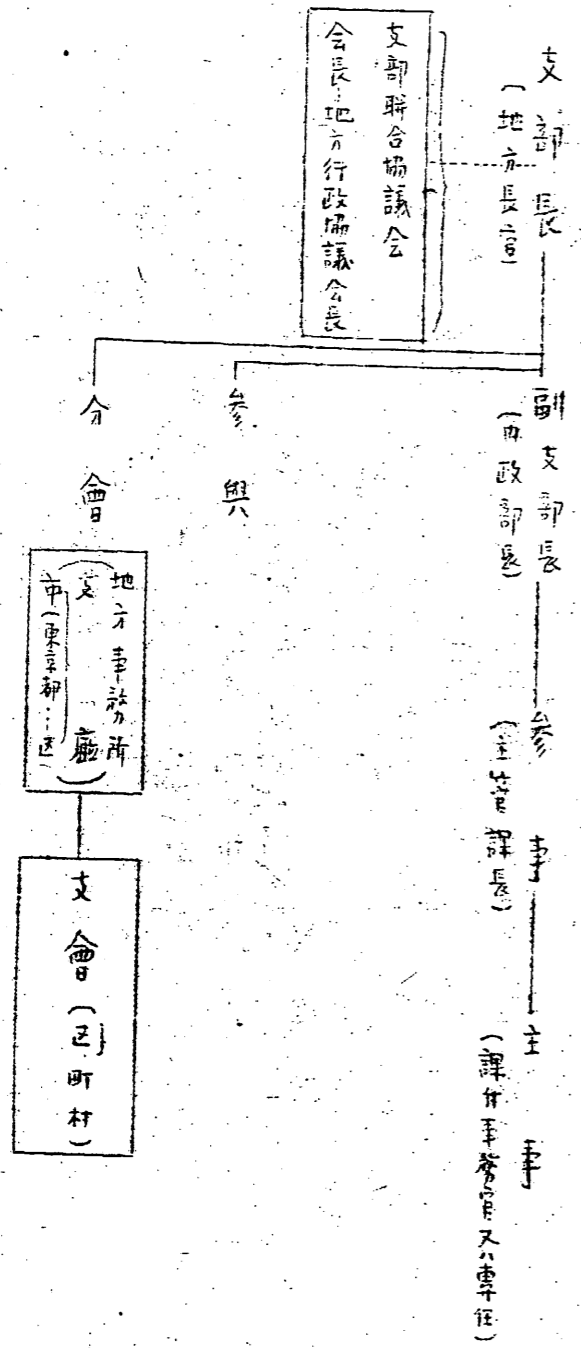
本規程ハ昭和二十年一月九日ヨリ施行ス

戰時國民協助義會機構改正案

一 本部機構



二 支部機構



罹災者ノ法外援護事業要項案

戰時災害ニ因ル罹災者ハ戰時災害ニ因リ危篤ヲ要ケタル者並ニ其ノ家族及遺族以下同シニ對スル援護ノ徹底ヲ期スル爲メ國ノ行フ各種ノ援護事業ト相俟ツテ尤記各項ニ準據シ國民總協助ニ因ル法外援護ヲ行ハントス

記

一 罹災者ニ對スル慰藉品 慰藉金、弔慰金及慰藉金ノ贈與

イ 慰藉品ノ給與 救護所等ニ共同收容セラレタル罹災者ニ對シ慰藉品ヲ給與スルコト

ロ 慰藉金ノ贈與 (1) 罹災者ニ對シ尤一區分ニ依リ一定ノ罹災慰藉金ヲ贈與スルコト

(2) 住家ノ全焼、全壊ニタルモノ
(3) 住家ノ半焼、半壊ニタルモノ
(4) 罹災者中重傷ヲ受ケタル者ニ對シ尤一區分ニ依リ一定ノ傷害慰藉金ヲ贈與スルコト

ハ 防空並ニ救護關係業務等ニ從事中傷病ヲ受ケタルモノ
其ノ他ノ一般罹災者

弔慰金及慰藉金ノ贈與 罹災者中死亡ニタル者ノ遺族ニ對シ尤一區分ニ依リ一定ノ弔慰金ヲ贈與スルコト

(1) 防空並ニ救護關係業務等ニ從事者等
其ノ他ノ一般罹災者

(2) 其ノ他ノ一般罹災者

(3) 其ノ他ノ一般罹災者

(4) 其ノ他ノ一般罹災者

(5) 其ノ他ノ一般罹災者

(6) 其ノ他ノ一般罹災者

(7) 其ノ他ノ一般罹災者

(8) 其ノ他ノ一般罹災者

(9) 其ノ他ノ一般罹災者

(10) 其ノ他ノ一般罹災者

(11) 其ノ他ノ一般罹災者

(12) 其ノ他ノ一般罹災者

(13) 其ノ他ノ一般罹災者

(14) 其ノ他ノ一般罹災者

(15) 其ノ他ノ一般罹災者

(16) 其ノ他ノ一般罹災者

(17) 其ノ他ノ一般罹災者

(18) 其ノ他ノ一般罹災者

(19) 其ノ他ノ一般罹災者

法外要扶助者ノ扶助

戰時災害ニ依リ生活困難トナリタルモノ戰時災害保護法ニ依リ扶助ヲ受ケ得サル者ニ對シテハ戰時災害保護法ニ準ジ扶助スルコト

一 要扶助者ノ範圍 (1) 戰時災害ニ因リ傷病ヲ受ケ疾病ニ罹リ又ハ死亡ニタル者ノ家族

又ハ遺族ニシテ當該傷病疾病又ハ死亡ニ因リ生活困難トナリタルモノ

(2) 戰時災害保護法ニ依リ扶助ノ對象トナラザルモノ

戰時災害ニ際シテ之ニ因リ危篤ヲ要ケタル者、救助其ノ他ノ防空業務ニ從事中戰時災害ニ因ラズシテ傷病疾病又ハ死亡ニ因リ生活困難トナリタルモノ

3. 戰時災害ニ因リ所得ノ源泉タル資産又ハ事業等ニ被害ヲ受ケタル者及其ノ家族ニシテ其ノ被害ニ因リ生活困難トナリタルモノ

4. 戰時災害ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之ニ因ル被害ヲ軽減スル爲メ行政ノ官ノ命令又ハ指示ニ因リ避難又ハ退去等ニ依リ住居ヲ転シ又ハ事業場ノ場所ヲ移轉シタル者及其ノ家族ニシテ其ノ移轉ニ起因スル事由ニ因リ生活困難トナリタルモノ

5. 戰時災害ニ起因シ又ハ国土防衛上行政ノ官ノ措置ニ起因スル交通困難、杜絶ニ因リ生活費ノ補給ヲ受ケ得サルニ至リタル爲メ生活困難トナリタルモノ

(四) 扶助ノ種類及限度 扶助ノ種類 生活扶助(居宅扶助及收容扶助)

養老扶助 (居宅医療、收容医療、居宅助産及收容助産)
生業扶助 (資金給與及技能修得)
葬祭扶助
三、扶助ノ限度
戰時災害保護法ノ限度ニ準ズ

三、災害臨時生活保護金ノ給與並ニ委託料臨時補給金ノ支給

一、扶助決定前ノ者ニ對スル分

戰時災害保護法ニ依リ扶助ヲ受クベキ者並ニ法外要扶助者トシテ扶助スベキ者ニシテ扶助決定前ニ必要扶助ヲ要スル者ニ對シテハ必要限度ニ於テ臨時生活保護金ヲ給與スルコト

又、扶助決定後ノ者ニ對スル分

(1) 戰時災害保護法ニ依リ居宅扶助ヲ受クル者並ニ法外要扶助者トシテ居宅扶助ヲ受クル者ニシテ是等ノ事情其ノ他ノ特殊事情ニ因リ所定ノ限度ニテハ著シク生活困難ナル者ニ對シテハ其ノ幸由ノ継続スル期間一定ノ限度ニ於テ臨時生活保護金ヲ給與スルコト

(2) 委託料臨時補給金ノ支給

戰時災害保護法ニ依リ扶助ヲ受クル者並ニ法外要扶助者トシテ扶助ヲ受クル者ノ收容ヲ委託セラレタル施設ニシテ其ノ受クル所定ノ委託料ニテハ甚ダシク経営困難ナルトキ一定ノ限度ニ於テ委託料臨時臨時補給金ヲ支給スルコト

四、災害收容施設ノ設置

罹災者中特ニ收容保護ヲ要スル者ニ對シテハ必要ニ応ジ不具廢疾者保護施設、児童保護施設等收容施設ヲ設置經營スルコト

五、罹災者ニ對スル職業輔導

罹災者ニシテ傷疾ヲ受ケタル者及罹災者ノ遺族等ニ對シ必要ナル職業輔導、再教育職業輔導ヲ実施スルコト

六、罹災者保護ノ為ニ要スル經營立替支弁

戰時災害保護法ニ依ル經營扶助金及給與金ノ立替支弁

一、戰時災害保護法ニ依ル扶助ノ円滑適正ナル實施ニ協力スルタメ該當者ニ對シ同法ニ依リ支給セラルベキ各種扶助金ノ現業交付ニ至ル迄、同法ニ依リ期間ノ限度トシ其ノ必要額ヲ立替支弁スルコト

二、戰時災害保護法ニ依ル資金給與ノ円滑適正ナル實施ニ協力スルタメ該當者ニシテ同法ニ依リ支給セラルベキ各種給與金ノ現業交付ニ至ル迄、同法ニ依リ期間ノ限度ニ在ル者ニ對シ其ノ必要額ヲ立替支弁スルコト

七、生活保護相談所ノ設置

職業及扶助ノ指導斡旋ヲ行フト共ニ必要ニ応ジ生活保護相談所ヲ設置スルコト

八、戰時災害救護物資調達及補給

戰時災害保護法ニ依ル必要救助ノ迅速且適正ナル實施ニ協力スルタメ政府ノ適當保護ニ係ル非常災害用物資ノ補充トシテ救助用物資(特ニ食料及其他生活必需品)ノ救済ヨリ適當調達シ之ニ對シ必要額ニ補給配付スルコト(同上)

引揚民保護實施要領

財團戰時國民協助義會

第一事業実施要領

一 生活保護ニ関スル事項

- (一) 生活保護ハ金銭又ハ物品ノ給與ニ依リ之ヲ行フコト
- (二) 生活保護ノ爲ニ支出スル費用ノ限度ハ戦時災害保護法ノ限度ニ準スルコト
- (三) 生活保護ノ爲ニ養老院、育児院等ノ收容施設ニ收容ヲ委託シタル場合ノ費用ノ限度ハ其ノ実費ニ依ルコト
- (四) 生活保護ノ給與額ヲ決定スル場合其ノ世帯ニ収入アルトキハ之ヲ給與スベキ額ヨリ控除スベキハ勿論ナルモ此ノ場合小額不確定ノ収入ニ付テハ可成控除セザルヤウ取扱フコト
- (五) 實際、生活保護ニ當ツテ世帯ノ事情其ノ他特殊事情ニヨリ所定ノ限度ニテハ若シク生活困難ナル何ニ対シテハ其ノ事情ノ継続スル期間臨時生活費ヲ補給スルコトヲ得ルコト 但シ此ノ場合世帯ニ給與スベキ総額ハ所定ノ限度ニ依リ算定シタル額ニ之ト同額ヲ加ヘタル額ヲ超ヘザルコト

(六) 前項ノ取扱ニ當ツテハ個々ノ世帯ノ実情ヲ十分調査ノ上給與額至ニ給與スベキ期間ヲ決定シ濫救ニ涉ラザルヤウ留意スルコト

ニ 医療 (助産ヲ含ム) 保護ニ関スル事項

(一) 医療費及助産ノ爲ニ支出スル費用ノ限度ハ医療保護法ノ限度ニ準ジ之ヲ取扱フコト

(二) 国民健康保険組合、普及セル地域ニシテ引揚民ノ處遇上特ニ必要アリト認めラルル、場合ハ国民健康保険ニ於テ行フ医療費(助産費)ノ額ニ準ジ支出スルモ差支ヘナキコト

(三) 親屬済生会診療施設又ハ社会事業施設タル診療所、産院等ハ可成之ヲ利用スルコトトシ其ノ費用ノ支出限度ハ当該施設所定ノ額ニ依ルコト

三 葬祭 保護ニ関スル事項

(一) 葬祭ノ爲ニ支出スル費用ノ限度ハ一人ニ付十二圓以内トスルコト但シ必要アル場合ハ葬祭ニ要シタル定費ヲ支給スルコトヲ得ルコト

(二) 前項但書ノ場合ニ在リテハ眞ニ巨ムヲ得ザル費用ノミニ限定シ濫給ニ

涉ラザルヤウ留意スルコト

(三) 葬祭費ハ葬祭ヲ爲シタル者ニ之ヲ支給スルコト

四 生業 保護ニ関スル事項

(一) 生業保護ハ資金、器具、資料ノ給與又ハ技能ヲ授クルコトニ依リ之ヲ行フコト

(二) 資金、器具、資料ノ給與ノ場合ニ支出スル費用ノ限度ハ一人ニ付百五十圓一を帯五百圓ヲ超ヘザルコト

(三) 技能ヲ授クル場合ニ支出スル費用ノ限度ハ一人一日六十圓以内トシ期間ハ二ヶ月ヲ標準限度トシ之ヲ行フコト

(四) 生業ノ選定ニ付テハ物資配製其他各般ノ事情等ヲ考慮シ可成夫々ノ地方ニ於ケル普遍的ナル業種ヲ選定シ容易ニ生業ヲ営ミ得ルヤウ配意スルコト

(五) 技能ヲ授クル場合ニ於テハ引揚民ノ能力、年令等ヲ考慮シ授産場其ノ地ノ施設ヲ利用シ家庭内職ノ爲メ技能ヲ修得セシムルヤウ配意スルコト

五、共同宿泊所ニ関スル事項

- (一) 共同宿泊所ハ既設設備ヲ可成借上ケルコト
- (二) 共同宿泊所借上ケノ爲ニ支出スル費用ノ限度ハ一人ヨリ一五坪ヲ標準トシ且一坪一ヶ月、借上費ハ一月四十銭ヲ超ヘザルコト
- (三) 公会堂、集会所等ニ於テ設備、借上ハ可成低廉ニテ契約スルヤウ配慮スルコト
- (四) 施設ノ借上契約ニ付テハ支部長ノ名ヲ以テ其ノ設備ノ所有者(又ハ管理者)ト契約スルコト
- (五) 共同宿泊所ニハ管理責任者ヲ定メ必要アル場合ハ月額二十円以内ノ手當ヲ支給スルコトヲ得ルコト
- (六) 借上施設ニシテ引揚民ノ処遇上炊事場、便所其他(保温設備、静養室等)改造ヲ必要トスル場合ハ一坪ニ付百二十円程度ニ於テ之ヲ爲スコト

六、生活相談指導ニ関スル事項

- (一) 引揚民ノ日常生活ニ関シ常ニ適切ナル指導ヲ與ヘ又ハ相談ニ応スル爲メ入地市町村ニ生活相談指導委員一名ヲ設置スルコト
- (二) 前項ノ委員ニハ可成地元方面委員ヲ充ソルヤウ取扱フコト
- (三) 必要アル場合ハ生活相談指導委員ヲ補助セシムルタメ協助委員若干名ヲ置クコトヲ得ルコト
- (四) 協助委員中ニハ可成引揚民中ノ適任者ヲモ選任スルヤウ取扱フコト
- (五) 生活相談指導委員ニ対シテハ月額十円、生活相談指導協助委員ニ対シテハ月額五円程度ニ於テ手當ヲ支給スルコトヲ得ルコト
- (六) 生活相談指導委員同協助委員ノ選任ニ當リテハ支部長ノ名ヲ以テ選任狀ヲ交付スル如ク取計ラフコト
- (七) 其ノ他引揚民自休ニ対シテモ積極的ナル生活ヲ営ムルヤウ之ニ必要ナル生活訓練及集団組織(班組ノ編成)ノ結成等ニ付充介照意スルコト

七 保健指導ニ関スル事項

- (一) 引揚民ノ特殊疾病ヲ予防スル為必要ナル場合ハ最寄ノ醫師保健所等ト連絡シ一般検診及精密検査ヲ実施スルコト
- (二) 引揚民受入町村ニシテ無医町村ノ地方ニシテハ醫師会ト連絡シ最寄用業医ヲ囑託シテ出張診療ヲ為シ又ハ必要ナル場合ハ簡易ナル家庭救急薬品ノ配布ヲ為ス等ノ措置ヲ講ズルコト
- (三) 其ノ他一般保健指導ノ為引揚民ノ集居スル地域ニ在リテハ醫師保健婦等ヲ保健指導員ニ委嘱シ定時若ハ随時引揚民ノ指導ニ當ラシムルコト

八 就労指導ニ関スル事項

- (一) 引揚民ノ保護ニ當テハ先ヅ就労ニ依リ自活セシムルヤウ指導スルヲ本体内為スベキニ付就労指導ニ當テハ特段ノ配意ヲ為スル等ニ其ノ幹線指導ニ當テハ引揚民ノ従前ノ職業、年令、経験、能力及本領等ヲ十分考慮スルハ勿論個々ノ就業希望ヲモ参酌シテ適正ニ行

(二) 既に就職中、若シテ職種不適者ナル者ニ対シテハ速ニ退職ニ促シシムルヤウ配意スルコト

(三) 農業ニ就カシムルヲ適当トスル者ニ付テハ市町村農会其ノ他関係方面ト連絡シ個人農家、日傭労務又ハ共同耕作等ニ従事セシムルヤウ配意スルコト

(四) 尚右ノ場合特ニ簡易ナル農業技術ノ指導ヲ為ス必要アリト認めラレル者ニ付テハ之ガ指導訓練ノ為概ネ一ヶ所(一回)三十人程度ヲ基準トシ施設借上費、講師謝儀其ノ他ノ諸雜費ヲ含メ一日当リノ施設費四十円程度ニ於テ一月以内ノ期間ヲ以テ講習会ヲ開設スル等ノ措置ヲ講ズルコト

工場事業所等ニ就職セシムルヲ適当トスル者ニ付テハ市町村並ニ關係地方勤労署ト連絡シ可成生産増強ニ資與セシムル為重要産業方面ニ集田的ニ就業セシムルト共ニ就労先工場事業所ニ対シテモ出来得ル限り引揚民ノ生活状況ニ適応セル所務管理ヲ為サシムルヤウ常ニ之ガ指導聯絡ニ努ムルコト